

雇児発 0530 第 1 号
社援発 0530 第 1 号
平成 29 年 5 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 25 年厚生労働省告示第 85 号）の廃止等について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 75 号。以下「法」という。）の福祉分野に係る業務については、「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 25 年厚生労働省告示第 85 号。以下「福祉分野のガイドライン」という。）によりご対応いただいているところです。

平成 28 年 1 月、法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）に基づき、法を一元的に所管する独立機関として個人情報保護委員会が設立されました。

その後、同年 10 月に個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 324 号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）が公布されました。また、同年 11 月に法についてのガイドライン（通則編）他 3 編のガイドライン（以下「新ガイドライン」という。）が策定され、本年 5 月 30 日から適用されます。これに伴い、従前の各事業分野のガイドラインは、原則として、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインである新ガイドラインに一元化されることとなります。

つきましては、下記のとおりお知らせしますので、貴職におかれましては、個人情報の保護に関する施策の更なる推進を図るとともに、貴職内の関係機関・関係団体に対する周知等よろしくお願いします。

記

改正法、新ガイドライン等の施行に伴い、福祉分野のガイドラインを平成 29 年 5 月 30 日限り廃止することとすること（平成 29 年厚生労働省告示第 202 号）。

また、福祉分野のガイドラインに記載されていた、生存しない個人の情報の取扱いや、障害福祉サービス事業者等における個人情報取扱い時の留意点については、新ガイドラインに係る「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A」の Q1—18、Q1—32 にそれぞれ記載があるので留意すること。

なお、医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日個情第 534 号、医政発 0414 第 6 号、薬生発 0414 第 1 号、老発 0414 第 1 号）にも留意すること。

参考 1：個人情報保護委員会ホームページ（<https://www.ppc.go.jp/>）

参考 2：法及び改正法の概要（別紙）